

本章では、発生段階ごとに、目的、対策の考え方、主要6項目の個別の対策を記載します。

新型インフルエンザ等が発生した場合、個々の対策の具体的な実施時期は段階の移行時期とは必ずしも一致しないこと、当初の予測とは異なる状況が発生する可能性もあることから、段階はあくまでも目安として、必要な対策を柔軟に選択し、実施することとします。

対策の実施方法等については、国が別に定めるガイドラインを参考にします。

1 未発生期

【状態】

- ・ 新型インフルエンザ等が発生していない状態。
- ・ 海外において、鳥等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況。

【目的】

- ・ 発生に備えて体制の整備を行う。
- ・ 国際的な連携の下に発生の早期確認に努める。

【対策の考え方】

- ・ 新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平素から警戒を怠らず、町行動計画等を踏まえ国や道との連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施、人材の育成等、事前の準備を推進します。
- ・ 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、町民全体での認識共有を図るため、継続的な情報提供を行います。

(1) 実施体制

ア 町行動計画等の作成

特措法の規定に基づき、発生前から、新型インフルエンザ等の発生に備えた町行動計画の策定を行い、必要に応じて見直します。

イ 国・道等との連携強化

町は、国、道、他の市町村等と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、

平素からの情報交換、連携体制の確認、訓練を実施します。

(2) 情報提供・共有

ア 継続的な情報提供

- ① 新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の対策について、国や道と連携しながら、各種媒体を通じ継続的に分かりやすい情報提供を行います。
- ② 町は、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等、季節性インフルエンザに対しても実施すべき個人レベルの感染対策の普及を図ります。
- ③ 町は、新型インフルエンザ等のまん延防止の観点から、町民が理解しやすい内容の情報提供を行います。

イ 体制整備等

- ① 町は、発生前から情報収集・提供体制を整備し、国及び道が発信する情報を入手することに努めます。また、関係課間での情報共有体制を整備します。
- ② 町は、新型インフルエンザ等発生時に、町民からの相談に応じるため、国からの要請に基づいて、相談窓口等の設置準備を進めます。
- ③ 町は、発生前から国、道及び関係機関等との情報共有を行う体制を整備します。
- ④ 町は、新型インフルエンザ等に関する情報を収集し、保健所との連携の下、町民が混乱しないように、必要な情報を的確に提供できるよう体制を整えます。

(3) 予防・まん延防止

ア 感染対策の実施

町は町民に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図り、また、自らの発症が疑わしい場合は、保健所等に設置される帰国者・接触者相談センターに連絡し、指示を仰ぎ、感染を広げないように不要な外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うといった基本的な感染対策について理解促進を図ります。

イ 防疫措置・疫学調査等についての連携強化

町は、国が実施する検疫の強化の際に必要な防疫措置・入国者に対する疫学調査等について、道及びその他関係機関との連携を強化します。

(4) 予防接種

ア 基準に該当する登録事業者の登録

- ① 町は、国からの要請に基づき、登録事業者に対する登録作業に係る周知等に協力します。
- ② 町は、国からの要請に基づき、国が実施する登録事業者として登録する事務手続きに協力します。

イ 接種体制の構築

①特定接種

町は、国からの要請に基づき、特定接種の対象となり得る者に対し、集団的接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう、接種体制の構築に努めます。

②住民に対する予防接種

・町は、国、道の協力を得ながら、特措法第46条又は予防接種法第6条第3項に基づき、町内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種することができるように体制の構築を図ります。

・町は、円滑な接種の実施のために、あらかじめ市町村間で広域的な協定を締結するなど町外での接種を可能にするよう努めます。

・町は、国から示される接種体制の具体的なモデル等を参考に、速やかに接種することができるよう、医師会、事業者、学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種場所、接種時期の周知・予約等、接種の具体的な実施方法について準備を進めるよう努めます。

③情報提供

新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や、供給体制・接種体制、接種対象者や接種順位のあり方といった基本的な情報について情報提供を行い、町民の理解促進を図ります。

(5) 医療

ア 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄【国・道】

国及び道は、諸外国における備蓄状況や最新の医学的知見等を踏まえ、道民の45%に相当する量を目標として、道の備蓄相当分の抗インフルエンザウイルス薬を計画的かつ安定的に備蓄するとしています。また、国及び道は、新たなインフルエンザウイルスに

ついて、国が薬剤耐性ウイルスの発生状況等の情報収集を行い、全体の備蓄割合を検討した結果に応じて対応するとしています。

(6) 町民生活及び町民経済の安定の確保

ア 要援護者への生活支援

道内感染期における高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、国からの要請に対応して道と連携し、要援護者の把握とその具体的手続きについて決めておくよう努めます。

町は、町民に対する情報提供を行い、新型インフルエンザ等対策に関する意識啓発を図るとともに、新型インフルエンザ等の流行により孤立化し、生活に支障をきたすおそれがある世帯（高齢者世帯、障がい者世帯等）への具体的な支援体制の整備を進めます。

町は、自宅で療養する新型インフルエンザ等の患者を見守るために必要なマスク等の備蓄を行います。

イ 火葬能力等の把握

町は、道が火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討する際に、連携を図ります。また、道が火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する際に連携を図ります。

町は、町内における火葬の適切な実施を図るとともに、個別の埋葬火葬に係る対応及び遺体の保存対策等を講ずる主体的な役割を担います。

ウ 物資及び資材の備蓄等

町は、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材の備蓄又は施設及び設備の整備に努めます。

2 海外発生期

【状態】

- ・ 海外で新型インフルエンザ等が発生した状態。
- ・ 国内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態。
- ・ 海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況。

【目的】

- ・ 新型インフルエンザ等の国内侵入の状況等も注視しつつ、道内発生の遅延と早期発見に努める。
- ・ 道内発生に備えて体制の整備を行う。

【対策の考え方】

- ・ 新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない可能性が高いですが、その場合は、病原性・感染力等が高い場合にも対応できるよう、国及び道と連携しながら強力な措置をとることとします。
- ・ 対策の判断に役立てるため、国及び道との連携の下で、海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行います。
- ・ 海外での発生状況について注意喚起するとともに、国内発生に備え、国内発生した場合の対策についての的確な情報提供を行い、医療機関、事業者、町民に準備を促します。
- ・ 道内発生をできるだけ遅らせるために国が実施する検疫等に協力するとともに、医療機関等への情報提供、検査体制の整備、診療体制の確立、町民生活及び町民経済の安定のための準備を進め、町内発生に備えた体制整備に努めます。

(1) 情報提供・共有

ア 情報提供

町は、町民や関係機関に対して、海外での発生状況、現在の対策、道内発生した場合に必要な対策等を、町のホームページやIP電話などを活用し、できる限りリアルタイムで町民に情報提供し、注意喚起を行います。

また、情報の提供にあたっては、情報の集約・整理・一元的な発信に努めます。

イ 情報共有

町は、関係機関等に対しインターネット・FAX・電話等を活用し、できる限りリアルタイムかつ双方向の情報共有を行えるように努めます。

ウ コールセンター等の設置

① 町は国の要請に基づき、他の公衆衛生業務等に支障を来さないように、町民からの一般的な問い合わせに対応できる体制を早急に整え、国が作成するQ&A等を参考としながら、適切な情報提供に努めます。

② 町民から寄せられる問い合わせ、国、道、関係機関等から寄せられる情報の内容を踏まえて、町民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、次の情報

提供に反映します。

(2) 予防・まん延防止

ア 町内での感染拡大防止策の準備

町は、各個人ごとの対策として、マスクの着用・咳エチケット・手洗い・うがい・人混みを避ける等の基本的な感染対策を実践するよう促します。

(3) 予防接種

ア 特定接種

町では、国及び道と連携し、町職員に対して特定接種を行います。方法は、集団的な接種を行うことを基本に、本人の同意を得て、特定接種を行います。

イ 特定接種の広報・相談

特定接種は、具体的な接種の進捗状況や、ワクチンの有効性・安全性に関する情報、相談窓口の連絡先など、接種に必要な情報を提供します。

(4) 町民生活及び町民経済の安定の確保

ア 要援護者対策

町では、新型インフルエンザ等の発生後、発生が確認されたことを要援護者や協力者等へ周知します。

イ 遺体の火葬・安置

町では、道の協力を得て、新型インフルエンザ等が全国的に流行して、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、遺体を一時的に安置するため、流行が予想される時期も勘案しながら、臨時遺体安置所を確保できるよう準備するものとし、併せて遺体の保存作業に必要となる人員等の確保についても準備を進めます。

3 国内発生早期

【状態】

- ・ 国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。
- ・ 国内でも、都道府県によって状況が異なる可能性がある。

(地域未発生期)

道内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態

(地域発生早期)

道内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態

【目的】

- ・ 国内での感染拡大をできる限り抑える。
- ・ 患者に適切な医療を提供する。
- ・ 感染拡大に備えた体制の整備を行う。

【対策の考え方】

- ・ 感染拡大を止めることは困難ですが、流行のピークを遅らせるため、引き続き、感染拡大防止策等を行います。国が新型インフルエンザ等緊急事態宣言を行ったときは、国と連携しながら、積極的な感染拡大防止策等を講じます。
- ・ 医療体制や感染拡大防止策について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動について十分な理解を得るため、町民への積極的な情報提供を行います。
- ・ 国内での患者数が少なく、症状や治療に関する臨床情報が限られている可能性が高いため、国や道から提供される国内外の情報を、医療機関等に提供します。
- ・ 新型インフルエンザ等の患者以外にも、発熱・呼吸器症状等を有する多数の者が医療機関を受診することが予想されるため、増大する医療需要への対応を行うとともに、医療機関での院内感染対策を実施します。
- ・ 道内感染期への移行に備えて、医療体制の確保、町民生活及び町民経済の安定の確保のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぎます。
- ・ 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施します。

(1) 実施体制

ア 町対策本部の設置

町では、国が国内での新型インフルエンザ等の発生を確認し、新型インフルエンザ等緊急事態宣言を行った場合は、直ちに「月形町新型インフルエンザ等対策本部」を設置

し、町の対処方法・対策等を決定し、全庁一体となった対策を推進します。

(2) 情報提供・共有

ア 情報提供

- ① 町では、国及び道が発信する情報を入手し、町民への情報提供に努めます。また、地域内での新型インフルエンザ等の発生状況や地域で今後実施される対策に係る情報などについても情報提供に努めます。
- ② 町は、個人一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染予防策や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応（受診の方法等）を周知します。また、学校・保育施設等や職場での感染拡大防止策についての情報を適切に提供します。

イ 情報共有

町は、国、道、関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を強化し、対策の方針の迅速な伝達と、対策の現場の状況把握を行います。

ウ コールセンター等の体制充実・強化

町は、国からの要請に基づき、国から配布されるQ&Aの改訂版等を受け対応し、相談窓口等による適切な情報提供が実施できるよう、体制の充実・強化を行います。

(3) 予防・まん延防止

ア 感染拡大防止策

- ① 町は町民や事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨します。
- ② ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、国が必要に応じて示す学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安を学校等に周知します。

(4) 予防接種

ア 住民接種

- ① パンデミックワクチンが全国民分製造されるまで一定の期間を要しますが、供給が可能になり次第、関係者の協力を得て、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を開始するとともに、接種に関する情報提供を開始します。

- ② 町は、接種の実施に当たり、国及び道と連携して、保健センターや学校など公的施設を活用するか、医療機関に委託すること等により接種会場を確保し、町内に居住する者を対象に集団接種を行います。

イ 住民接種の広報・相談

- ① 町は、住民接種の実施主体として、町民からの基本的な相談に応じます。
- ② 病原性の高くない新型インフルエンザ等に対して行う予防接種法第6条第3項の規定に基づく新臨時接種については、個人の意思に基づく接種であり、町としては、ワクチン接種のための機会を確保するとともに、接種を勧奨し、必要な情報を積極的に提供します。
- ③ 町では、あらかじめ予防接種副反応報告書及び報告基準を医療機関に配布します。

ウ 緊急事態宣言がされている場合の措置

- ① 緊急事態宣言がされている場合には、住民接種については、基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施します。
- ② 特措法第46条の規定に基づく住民接種は、緊急に実施するものであるため、接種の目的や優先接種の意義、ワクチンの有効性・安全性、接種の時期、方法など、町民一人ひとりがどのように対応すべきか、分かりやすく伝えます。

(5) 町民生活及び町民経済の安定の確保

ア 要援護者対策

新型インフルエンザ等により患し、在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関から要請があった場合には、国及び道と連携し、必要な支援（見回り、食事提供、医療機関への移送）を行います。

イ 遺体の火葬・安置

町は、道と連携して、確保した手袋、不織布製マスク、非透過性納体袋等を、新型インフルエンザ等の発生状況を踏まえ、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者の手に渡すよう調整を図ります。

町は、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努めます。また、火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行います。

ウ 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合には、町は、町民生活及び町民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売り惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じて、関係事業団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行います。また、必要に応じて、町民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図ります。

4 国内感染期

【状態】

- ・ 国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態。
- ・ 感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。
- ・ 国内でも、都道府県によって状況が異なる可能性がある。

(地域未発生期)

道内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態。

(地域発生早期)

道内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。

(地域感染期)

道内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追うことができなくなった状態（感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。）。

【目的】

- ・ 医療体制を維持する。
- ・ 健康被害を最小限に抑える。
- ・ 町民生活及び町民経済への影響を最小限に抑える。

【対策の考え方】

- ・ 感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を早期の積極的な感染拡大防止策から被害軽減に切り替えます。
- ・ 国と連携しながら、本町の発生状況を勘案し、実施すべき対策の判断を行います。

- ・ 状況に応じた医療体制や感染拡大防止策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動について分かりやすく説明するため、積極的な情報提供を行います。
- ・ 流行のピーク時の入院患者や重症者の数をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減します。
- ・ 医療体制の維持に全力を尽くし、必要な患者が適切な医療を受けられるようにし健康被害を最小限にとどめるよう努めます。
- ・ 欠勤者の増大が予測されますが、町民生活・町民経済の影響を最小限に抑えるため必要なライフライン等の事業活動を継続するよう努めます。また、その他の社会活動をできる限り継続するよう努めます。
- ・ 受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制への負荷を軽減するため、住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ速やかに実施します。
- ・ 状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図ります。

(1) 実施体制

ア 町対策本部の設置

国が国内での新型インフルエンザ等の発生を確認し、新型インフルエンザ等緊急事態宣言を行った場合は、直ちに、「月形町新型インフルエンザ等対策本部」を設置し、町の対処方針及び対策等を決定し、全庁一体となった対策を推進します。

(2) 情報提供・共有

ア 情報提供

- ① 町は、引き続き、国及び道が発信する情報を入手し、町民への情報提供に努めます。
また、地域内の新型インフルエンザ等の発生状況や地域で今後実施される対策に係る情報などについて、情報提供していきます。
- ② 町は、個人一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、道内の流行状況に応じた医療体制を周知し、学校・保育施設等や職場での感染拡大防止策についての情報を適切に提供します。

イ 情報共有

町は、国や道、関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を継続していきます。

ウ コールセンター等の体制充実・強化

引き続き、国から配布されるQ&Aの改訂版等を受け対応し、相談窓口等による適切な情報提供が実施できるよう、体制の充実強化を継続して行います。

(3) 予防・まん延防止

ア 町内でのまん延防止策

町では、引き続き、町民・事業所・福祉施設等に対し、マスクの着用、咳エチケット、手洗い・うがい、人混みを避ける、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨していきます。

また、引き続き、ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、国が必要に応じて示す学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安を学校等に周知していきます。

(4) 予防接種

ア 緊急事態宣言がされていない場合の措置

町は、緊急事態宣言がされていない場合においては、国の対策に基づき予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を継続して実施します。

イ 緊急事態宣言がされている場合の措置

町は、緊急事態宣言がされている場合においては、国の基本的対処方針を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を継続して実施します。

ウ 住民接種の広報・相談

町は、特措法第46条の規定に基づく住民接種は、緊急に実施するものであるため、接種の目的や優先接種の意義、ワクチンの有効性・安全性、接種の時期・方法など、町民一人ひとりがどのように対応すべきか、引き続き分かりやすく伝えます。

(5) 医療

ア 医療体制の確保

町は、町内における新型インフルエンザ等患者の診療体制を、医療機関と連携しながら調整して確保するとともに、町民への周知を図ります。

イ 在宅で療養する患者への支援

町は、国及び道と連携し、関係団体の協力を得ながら、患者や医療機関等から要請があった場合は、在宅で療養する患者への支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）や自宅で死亡した患者への対応を行います。

（6）町民生活及び町民経済の安定の確保

ア 要援護者対策

町は、新型インフルエンザ等により患し、在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関から要請があった場合には、引き続き、国及び道と連携し、必要な支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）を行います。

イ 遺体の火葬・安置

① 町は、引き続き遺体の搬送作業及び火葬作業に従事するものと連携し、円滑な火葬が実施できるよう努めます。

② 町は、道が遺体の搬送及び火葬作業に当たる者の感染防止のため、必要となる手袋・不織布製マスク等の物資の確保を行う際に連携を図ります。

③ 町は、道と連携し、遺体の埋葬及び火葬について、墓地及び火葬場等に関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、町内で火葬を行うことが困難と判断される場合は、他の市町村に対して広域火葬の応援及び協力を要請し、広域的な火葬体制を確保するとともに、遺体の搬送の手配等を実施します。

④ 町は、死亡者が増加し、火葬場の火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合は、道の協力を得て、遺体を一時的に安置するため、臨時遺体安置所を確保し、遺体の保存作業のために必要となる人員の確保に努めます。

ウ 緊急事態宣言がされている場合の措置

① 生活関連物資の価格の安定等

町は、町民生活及び町民経済の安定のために、引き続き、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、国及び道と連携して、生活物資等の価格が高騰しないよう、また、買占めや売り惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じて、関係事業者・団体等に対して供給の確保や便乗値上げの

防止の要請を行います。また、必要に応じて、町民からの相談窓口、情報収集窓口の充実を図ります。

町は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じる恐れがあるときは、国及び道と連携して、適切な措置を講ずるものとします。

② 遺体の火葬・安置

町は、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合に、国から道を通じて行われる、一時的に遺体を安置する施設を直ちに確保する旨の要請を受けた場合、これに対応することとします。

③ 要援護者対策

町は、国から在宅の高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等の要請があった場合、これを対応することとします。

5 小康期

【状態】

- ・ 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態。
- ・ 大流行はいったん終息している状況。

【目的】

- ・ 町民生活及び町民経済の回復を図り、流行の第二波に備える。

【対策の考え方】

- ・ 第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、資器材、医薬品の調達等、第一波による医療体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図ります。
- ・ 第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について町民に情報提供します。
- ・ 情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努めます。
- ・ 第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進めます。

(1) 実施体制

ア 町対策本部の廃止

町は、緊急事態解除宣言がされたときは、速やかに町対策本部を廃止します。

(2) 情報提供・共有

ア コールセンター等の体制の縮小

町は、状況を見ながら国の要請に基づき、相談窓口等の体制を縮小します。

(3) 予防接種

町は、流行の第二波に備え、予防接種法第 6 条第 3 項に基づく新臨時接種を進めます。

緊急事態宣言がされている場合には、必要に応じ、国及び道と連携し、流行の第二波に備え、特措法第 46 条に基づく住民接種を進めます。

(4) 町民生活及び町民経済の安定の確保

ア 要援護者対策

町は、新型インフルエンザ等にり患し、在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関から要請があった場合には、引き続き、国及び道と連携し、必要な支援（見回り、食事の提供、医療機関の移送等）を行います。

イ 新型インフルエンザ等緊急事態措置の縮小・中止等

町は、国、道、指定地方公共機関と連携し、道内の状況等を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合には、新型インフルエンザ等緊急事態措置を縮小・中止します。